

価格高騰に対応した支援制度のお知らせ

子育て世帯の方へ

下記の対象者の方に、茨城県独自の特別給付金を支給します。別途申請を受け付けている国の「子育て世帯生活支援特別給付金」を受給された方も対象となります。

ひとり親世帯の方

対象者	申請	支給日	支給方法
① 令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けている方 *対象者には、10月下旬に通知を送付しました。	不要	対象者に送付した通知を確認してください。	児童扶養手当と同じ方法で支給予定
② 公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 *児童扶養手当にかかる所得制限限度額を下回る方	必要	12月以降順次	申請書で指定した方法で支給【原則、指定の口座への振込】
③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった方			

ひとり親以外の低所得の子育て世帯の方(住民税均等割が非課税の世帯)

対象者	申請	支給日	支給方法
④ 令和4年9月分の児童手当か特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 *対象者には、10月下旬に通知を送付しました。 *令和4年1月2日以降に転入された方は、支給要件を確認後、別途、通知・支給します。	不要	対象者に送付した通知を確認してください。	児童手当または特別児童扶養手当と同じ方法で支給予定
⑤ ④の対象とならない方で、18歳の年度末まで(障害児については20歳未満)の児童の養育者で、令和4年分の住民税均等割が非課税の方	必要	12月以降順次	申請書で指定した方法で支給【原則、指定の口座への振込】
⑥ ④の対象とならない方で、18歳の年度末まで(障害児については20歳未満)の児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年分の住民税均等割が非課税の方と同等の事情にあると認められる方			

支給額 対象児童1人につき **5万円**

申請方法 ②③⑤⑥の方は、11月16日(水)から来年2月までに所定の申請書(子育て支援課にあるほか、市HP(右記QR)からダウンロードできます)に必要な書類を添えて、直接か郵送で、子育て支援課へ



問合せ 子育て支援課 ☎ 内線 338 FAX 22-3011

住民税非課税世帯などの方へ

住民税非課税世帯などの方に、5万円の給付金を支給します。

対象世帯	申請手続きなど
令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯	対象世帯に11月9日付けで送付する「確認書」か「申請書」の記載内容を確認の上、返送してください。
価格高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にある世帯	必要書類を直接か郵送で下記申請先へ 申請先 価格高騰緊急支援給付金申請窓口(市役所1階(101会議室)) *必要書類など、詳しくは市HP(右記QR)をご覧ください。



支給額 1世帯につき **5万円**

申請期間 11月10日(木)~来年1月31日(火)

問合せ 日立市価格高騰緊急支援給付金コールセンター ☎ 050-3354-0180 FAX 33-5400

貨物自動車運送事業者の方へ

貨物自動車運送事業者で次の要件を全て満たす方に対し、事業の継続を支援するため支援金を交付します。

対象者

- 日立市内に本社または営業所などの事業所を有する中小企業者
- 令和4年1月24日時点で次のいずれかの事業許可を受けている、または届出を行っている事業者
 - ・一般貨物自動車運送事業者
 - ・特定貨物自動車運送事業者
 - ・貨物軽自動車運送事業者
- 交付申請時点において、本市内で貨物自動車運送事業を継続し、引き続き事業継続の意向のある事業者
- 交付申請時点において、市税に滞納が無い事業者

交付対象車両

- 令和4年1月24日時点で緑ナンバーか黒ナンバーを取得している事業用車両(二輪自動車・被牽引車を除く)
- 申請者が所有か自動車リース事業者から借用し、自社の事業に用いている車両
- 令和4年10月6日時点で車検証の日付が有効期限内であり、使用の本拠の位置が市内である車両

交付額 事業用車両1台あたり **2万円** × 交付対象車両台数
* 上限50万円(25台分)

申請方法 来年1月31日(火)までに必要書類を直接、商工振興課へ

問合せ 商工振興課 ☎ **内線 775** FAX 24-1713

申請に必要な書類など、詳しくは市HP(右記QR)をご覧ください。



農業者の方へ

令和3年の農産物販売金額に応じて、燃料費と肥料・農薬などの価格高騰相当額を支援します。

販売金額	補助額	販売金額	補助額	販売金額	補助額
50万円以上 100万円未満	5万円	400万円以上 500万円未満	40万円	800万円以上 900万円未満	80万円
100万円以上 200万円未満	10万円	500万円以上 600万円未満	50万円	900万円以上 1000万円未満	90万円
200万円以上 300万円未満	20万円	600万円以上 700万円未満	60万円	1000万円以上	100万円
300万円以上 400万円未満	30万円	700万円以上 800万円未満	70万円		

対象者 以下のすべてを満たす方

- 令和4年4月1日から補助申請日まで、日立市に住民登録があり、農家基本台帳に記載されている農業者
- 令和3年分の確定申告書(農業用)か住民税申告書に記載の販売金額が50万円以上の方
- 令和4年4月1日以降に農産物を出荷した方、または出荷する方
- 市税に滞納のない方

申請方法 11月10日(木)から12月12日(月)までに、次の方法で申請してください。

- JA組合員の方 = 市内JA各店舗に必要書類を提出
- JA組合員以外の方 = 農林水産課に必要書類を提出

必要書類 申請書、令和3年分確定申告書か住民税申告書の写し、農家基本台帳交付申請書、令和4年4月1日以降の出荷伝票などの写し

* 各申請書は農林水産課か市内JA各店舗にあるほか、市HP(右記QR)からダウンロードできます。

問合せ 農林水産課 ☎ **内線 403** FAX 24-1713



漁業者の方へ

市内漁業協同組合の組合員である漁業者の方に対し、燃油価格の高騰に伴う支援を実施します。詳しくは、各漁業協同組合を通してお知らせします。

問合せ 農林水産課 ☎ **内線 472** FAX 24-1713